

◎新潟県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年11月14日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 加茂市大字天神林29番地1 塩野 勇

理事 加茂市大字加茂新田3902番地 塩野 與一

退任年月日 令和5年10月23日